



事業主の皆様へ

従業員の方々へ
商工労働ニュースの
回覧をお願いします!

商工労働ニュース

九州北部豪雨災害 融資のご案内

Vol.26
2012
秋



8月26日に、ほとめきのお花実会第5回梨収穫編が藤山なし園で開催され、多くの人で賑わいました。

CONTENTS

- 久留米市は新規学卒者の就職を応援します…… 3
- アジア・バイオ・ビジネス・パートナーリング開催… 4
- 知的財産フォーラムin久留米2012開催レポート… 4
- 筑後SAKEフェスタ開催 …… 5
- 女性幹部養成講座への参加を …… 6
- 公正な採用選考のススメ …… 7
- セクシュアルハラスメント防止対策を … 7
- 定年退職前準備講座 …… 8
- 省エネ設備導入の助成 …… 9
- くるめ光の祭典・ほとめきファンタジー
ご協賛のお願い …… 12



◇九州北部豪雨により被災された事業所の皆様へ◇

九州北部豪雨災害融資のご案内

市では、平成24年7月に発生した九州北部豪雨により、被災された事業所の皆様の金融支援策として、九州北部豪雨災害融資特別枠を創設しました。事業所の復旧、並びに経営安定化に向けて必要となる資金調達にご利用ください。

○制度概要

資金名	緊急経営支援資金「九州北部豪雨災害融資特別枠」
融資対象	平成24年7月の九州北部豪雨で被災した市内中小企業者
資金用途	復旧に要する設備・運転資金 ※既存借入の借換えはできません。
限度額	1,000万円 ※一般枠、経済対策特別枠、東日本大震災関連特別枠とは別枠
利率	0.8%
貸付期間	7年以内（据置1年以内）
保証料率	0.45～0.84%
利子補給	最初の1年間の利子額を市が全額補給（延滞利子を除く） ※申請時期は、融資実行日から1年経過後です。
保証料補給	借入に伴う保証料を市が全額補給 ※申請時期は、保証料支払日から3か月以内です。
実施期間	平成24年8月20日から平成24年12月28日まで ※いずれも保証協会受付日を基準とします。
備考	<ul style="list-style-type: none">平成24年7月の九州北部豪雨には、7月3日からの大雨も含まれます。本資金を利用するには、市の認定が必要です。認定の際は、市が発行するり災証明書を持参ください。

○り災証明書について

- り災証明の対象
建物被害（床上・床下浸水）、機械・設備被害
- 申請・証明窓口
生活支援第1課（市役所地下1階）、または各総合支所地域振興課
- 申請時に必要なもの
被災写真、見積書（機械・設備）、印鑑、身分証明書（本人確認用）

○申請・認定窓口 久留米市商工政策課又は各総合支所産業振興課

問い合わせ先 久留米市商工政策課 TEL 0942-30-9133 FAX 0942-30-9707
久留米市ホームページ <http://www.city.kurume.fukuoka.jp/>

久留米市は新規学卒者の就職を応援します！

平成20年秋の世界的な金融危機に端を発した景気と雇用環境の悪化は、その後、緩やかに回復の傾向にありますが、久留米地区における本年7月時点の有効求人倍率は0.60倍と、全国の0.83倍、福岡県の0.74倍に比べ、依然として厳しい状況が続いています。

県内では、新規学卒者の就職内定率は、大学、高校とも2年連続で改善しているものの、就職先が決定しないまま卒業している学生も少なくありません。

市では、以下のような事業を始め様々な就労支援に取り組み、新規学卒者の就職活動を応援します。

新卒者を始め求職者の皆さんへ

市では、市庁舎2階の久留米市ジョブプラザに就労サポーターを配置し、人事担当者の目に留まる履歴書の書き方や面接の受け答えなど実践的なアドバイスのほか、セミナーや個別のカウンセリングなどを通じて、一日も早い就職をお手伝いしています。

また、求人企業とのマッチングの場を提供する合同会社説明会や就職に結びつく研修と体験就労を組み合わせた事業など、様々な就労支援事業も展開しています。更に、随時開催するミニセミナーでは、就職が決まった人の活動事例などを紹介します。



このほか、遠方の方からの電話相談、ご家族からのご相談、市総合支所での出張相談もお受けしています。

福岡県若者しごとサポートセンター筑後ブランチと連携して、就職活動を行っている新卒者を始め概ね39歳以下の若年者を対象に、専門のキャリアカウンセラーなどが個別のカウンセリングなど就労支援を行っています。積極的にご利用ください。

久留米市ジョブプラザ

場 所 久留米市城南町15-3
久留米市庁舎2階
窓口時間 月～金 9:00～17:15
T E L 0942-30-9809
F A X 0942-30-9759

福岡県若者しごとサポートセンター 筑後ブランチ

場 所 久留米市諏訪野町2363-9
サンライフ久留米内
窓口時間 月～金 10:00～19:00
土曜日 10:00～17:00
TEL・FAX 0942-33-4435

事業主の皆さんへ

新卒者の就職は、依然として厳しい状況にあります。就職活動中や就職が決まらないまま卒業した学生・生徒の皆さんが1日でも早く就職できるよう、求人について、事業主の皆さんのご協力をお願いします。



アジア・バイオ・ビジネス・パートナーリング開催

アジア諸国のバイオ産業に熱心に取り組む地域とのネットワーク構築と商談会開催を目的としたアジア・バイオ・ビジネス・パートナーリング。海外からは、中国、韓国、タイ、オーストラリアから、研究者や企業などが参加します。皆様、お誘い合せの上、ぜひご参加下さい。

◆◆第7回アジア・バイオ・ビジネス・パートナーリング 開催概要◆◆

□開催日 平成24年10月9日(火)10時開会 参加費無料 □会場 ホテルニュープラザ久留米 久留米市六ツ門町広又16-1

講演①

「日本における減塩製品開発と
ビジネス展望、そしてアジアへの展開
～納豆のネバくポリグルタミン酸～
との12年が育んだもの～」



野村 善博 氏

味の素(株)
バイオ・ファイン事業本部
野村 善博 氏

講演②

「天然素材の機能性食品
及び新漢方の研究と展望」

(社)国際天然物機能開発研究会
副理事長
中国・遼寧中医薬大学付属病院
教授 李 剛 氏



李 剛 氏

タイムスケジュール

- 10:00 開会式
- 10:15 企業紹介プレゼンテーション
- 11:30 商談会
- 15:00 歓迎式典
- 15:30 特別講演
- 17:00 共同声明
- 17:30 ちくぎんバイオベンチャー研究開発大賞
- 18:00 交流会 (2,000円が必要です。)

申し込み・問い合わせ先

(株)久留米リサーチ・パーク
TEL 0942-37-6124 FAX 0942-37-6367
E-mail fbv@krp.ktarn.or.jp
URL <http://www.krp.ktarn.or.jp>

知的財産フォーラムin久留米2012開催レポート

平成24年7月11日に久留米ビジネスプラザにおいて、知的財産フォーラムを開催し、地域の事業者の皆さんをはじめ、152人が参加しました。

基調講演では、越後製菓(株)の山崎 彬会長が、「国際収支の現状と日本の目指す知財立国への課題」について講演し、貿易収支の変化と知的財産による所得収支などの現状が報告されました。



基調講演 「国際収支の現状と日本の目指す知財立国への課題」 ポイント



- ◆知的財産とは、永久に世界を押さえていける可能性があるもの。
- ◆特許は産業の発達のために使う。資金や機械と同じ産業の道具という意識を持つ。
- ◆特許法は産業活性化のため。
- ◆世界では、今こそ知財立国を!!と動いているが、日本は知財を大事にしようという意識が薄れてきていることが問題。

講師：越後製菓(株) 代表取締役会長
総合研究所所長 山崎 彬 氏

これから先、知財でどんどんお金が入ってくるようになるよう、若い人たちに頑張ってもらいたいと思います。

事例発表 地元企業、機関による取り組み事例の紹介



(株)元山 取締役
右田 英訓 氏

出荷できない未利用柿の活用が長年の課題でした。この未利用柿をピューレ状食品素材へ製造する技術の研究開発を行い、特許の実用許諾を得ました。現在、メーカーと共に柿ピューレを使った商品開発及び販路開拓に取り組んでいます。



久留米工業高等専門学校
生物応用化学科
准教授 筈木 宏和 氏

ご飯とパンの良い面を合わせ、ご飯をベースにしてパンに近い取り扱いや保存が可能となる「ご飯パン」の開発、改良を行いました。ご飯の表面に天然由来の抗菌成分(抹茶)を用い、コーティングを行うことにより3~7日程度の保存が可能となりました。

久留米市農商工連携会議が開催されました

平成24年8月8日に市内のホテルで、市内の4商工団体、5農業協同組合及び久留米市は、地域に根ざした基幹産業である農業や商工業等の産業間の連携を強化し、地域経済の活性化を図ることを目的に農商工連携会議を開催しました。

この日の会議では、「ハト麦推進プロジェクト」「種なし柿商品化プロジェクト」「5JA統一米(くるめ米)プロジェクト」など、各事業の進捗状況が報告され、平成24年度からは、「国産バニラビーンズ」に関する取り組みが、新たに農商工連携推進強化事業として認定を受けました。

また、今年度は、成功事例として成長するための支援を充実し、相談事業などの拡大を図っていく方針が確認されました。



農商工連携会議の様子



農商工連携の取り組みをPR

農商工連携相談窓口のご案内

久留米市農商工連携会議では、相談窓口を設置し、下記のとおり相談を受付けております。相談の内容に応じて、農業者や商工業者の紹介、国などの支援事業の紹介などを行いますので、お気軽にご相談ください。

相談窓口(久留米市農商工連携会議事務局)

久留米市商工政策課 TEL 0942-30-9133
久留米市農政課 TEL 0942-30-9163

久留米商工会議所中小企業相談所 TEL 0942-33-0213
久留米市農業協同組合農業振興課 TEL 0942-35-9901

16蔵が東町公園で自慢の日本酒を披露 筑後SAKEフェスタが開催されます

16もの酒蔵数を誇る久留米市をはじめ、筑後地方は全国有数の酒どころです。

それぞれの酒蔵で代々受け継がれてきた、日本酒造りの技術や伝統から生まれた「純米酒」、「吟醸酒」、「大吟醸酒」など、100種類以上の日本酒が勢ぞろいします。日本酒の個性豊かな味や香りを飲み比べ、気に入ったお酒は購入することもできます。地元の新鮮な食材を使った郷土料理などを販売するコーナーもありますので、家族連れの方も楽しめる内容になっています。



豊かな自然や伝統の技術により生み出された筑後の酒を存分に味わってみませんか。
なお、飲酒運転防止のため、公共交通機関の利用をお願いします。

日時 平成24年10月27日(土)、28日(日) 10:00~17:00

会場 東町公園(入場無料)

出展 筑後の酒振興委員会

(株)いそのさわ、井上(名)、(株)喜多屋、(資)後藤酒造場、(株)高橋商店
千年乃松酒造(株)、(株)花の露、飛龍酒造(株)、瑞穂錦酒造(株)、(株)杜の蔵
森山酒造(株)、山の寿酒造(株)、(資)若竹屋酒造場、若波酒造(名)
菊美人酒造(株)、目野酒造(株)

内容 筑後地域16蔵の代表銘柄(約100種類以上)の飲み比べ及び販売。

飲み比べには、チケットの購入が必要です。

(前売券1,500円、当日券2,000円)

ステージイベントでは、各蔵から持ち寄った品物のオークションを開催します。

主催 筑後SAKEフェスタ実行委員会

【問い合わせ先】 筑後SAKEフェスタ実行委員会事務局

(地場産くるめ内 TEL 0942-44-3700 FAX 0942-43-1020)

特典



受付で、チケットと久留米縞巾着付き「オリジナルおちょこ」を交換しますので、このおちょこで飲み比べを楽しんでください。

飲み比べチケット販売所

地場産くるめ(東合川店、JR久留米駅店、二番街店)
チケットぴあ(セブンイレブン、サークルKサンクス)(Pコード:987-913)

女性幹部養成講座への積極的な参加をお願いします

※※※ 目指すは「しなやかキャリア」※※※

男女雇用機会均等法などの浸透により、女性の社会進出は進んできましたが、企業の中での地位や待遇、能力開発の機会などについては、男性と比較するとまだ十分とは言えません。

また、企業において、近い将来予想される労働人口減少と進む顧客ニーズの多様化に対応し、企業を

材育成に取り組むことが重要です。

市では、女性の能力開発や人材育成、さらには地位向上を図るため、また地域の中小企業における積極的かつ有効な人材活用のため、女性社員を対象にした幹部養成講座を新たに開催します。

企業の人事・労務担当者の方は、対象となる女性社員の積極的な参加にご協力をお願いします。

- 日時 平成24年10月12日(金) 9:30~17:00
- 対象者 市内企業で今後管理職登用を目指している女性中堅社員
- 定員 20名
- 講師 高見 真智子氏
- 内容 第1部 9:30~12:00
女性管理職基礎講座「変化の時代のしなやかキャリア論」
第2部 13:00~17:00
応用講座(リーダーシップ論)
「巻き込む力を育てよう」～一歩踏み出すためのキャリア開発～
- 会場 えーるピア久留米 男女平等推進センター209研修室
- 主催 久留米市・久留米市雇用問題協議会
- 申込 下記へFAX、メールまたは郵送でお申込みください。
- 申込先・委託運営 株式会社キャリア・リード
久留米市東町42-14 フカナステートビル4階
TEL 0942-35-3340
FAX 0942-35-3395



高見 真智子氏

有限会社サイズ・コミュニケーションズ
代表取締役

人材コンサルティング会社での企業内研修や人材活用に関する企画・コンサルティング業務等を行っている。現在、福岡を拠点に全国で活動を展開している。

男女が活躍する職場作りは母性の健康管理から

平成24年7月19日、市内企業の総務・人事労務担当者などを対象に男女雇用機会均等セミナーを開催し35人が参加しました。

セミナーでは、男女雇用機会均等法の主旨を深めるという点から、労働衛生コンサルタント・医学博士 小畑泰子氏を講師に迎え、企業の母性管理の取り組みにおけるポイントについて学びました。

産業医の立場から、相談内容や事例を交えながら、働く妊産婦の状況、問題点、対策などを分かりやすく説明され、母性管理の具体的な配慮事項が確認できました。

母性管理の問題は、これまで女性だけの問題として消極的に捉えられる傾向にありました。しかし、今後の少子高齢化と労働力人口減少時代に備えて企業活動を持続可能なものにするという観点から考えると、能力の高い女性社員が妊娠・出産を機に退職することは企業の損失となります。このため、「誰もが働きやすい職場作り」という視点に立ち、母性健康管理の取り組みについて、積極的に実践していく必要があります。

まずは、就業規則・社内制度の見直しや点検を行い、オープンで利用しやすい制度にしていくために、社内報や研修・会議等で、社員全員に周知啓発を行うことが第一歩です。



公正な採用選考のススメ

採用内定者の個人情報の把握

採用内定後において、単に従来からの慣行であるなどの理由で、採用内定者の個人情報に係る各種書類を画一的に提出させる事例が見受けられます。

わざわざ「戸籍謄（抄）本」を提出させて本籍を把握するといったことには、合理的な必要性は一切ありません。労働基準法では、規定される労働者名簿についても、「本籍」の項目が削除されています

（平成9年4月1日より）。個人情報保護法では、個人情報の適切な取扱いが求められています。

こうした観点からも、採用内定者の個人情報を、雇用管理のためにという理由だけで、必要な範囲を超えて収集したりすることは「公正な採用選考」の主旨に沿った行動とは言えません。

問題事例

採用内定後に提出させる身上書に本籍地番・家族の職業等の項目を設定

<考え方>

この事業所では、内定後、入社後の雇用管理の参考にするため身上書の提出を求めましたが、その内容が多岐にわたっていた上、本籍地番、家族の職業、宗教等の項目がありました。

採用するのだからどんな書類を取ってもよいというものではなく、採用内定者の個人情報の把握については、応募者に関する『公正な採用選考』の考え方に準じて、基本的人権を尊重した対応が求められます。同和問題を始め人権問題の正しい理解と認識の下に、従業員の基本的人権を尊重し差別のない職場を作るため、適切な雇用管理の観点からも、身上書などの各種書類の提出には十分な注意が必要です。

セクシュアルハラスメント防止対策は済んでいますか

セクハラとは「性的嫌がらせ」や「相手の望まない性的言動すべて」を指します。

セクハラは、そうでないものとの境界線が非常に分かりづらいことが問題点です。チェックリストを活用するなどして、職場内で十分な知識を共有するとともに、二次被害の防止にご配慮ください。

【チェックリスト】

次の行為について、「セクシュアルハラスメントと思う」ものにチェックしてみてください。

- 疲れていそうだったので職場の女性の肩を揉んであげる。
- 何度もお茶や食事に誘い続ける。
- 雰囲気明るくしようと思って下ネタ話をする。
- プレゼントを贈り、見返りに食事に付き合うよう強制する。
- 職場のパソコンのスクリーンセーバーに、水着姿の女性を映す。
- 肌の露出の多い派手な服装の女性に「そんな服装をしていると襲われるぞ」と声をかける。



どの項目にチェックがつかしましたか？ **答え・・・全部がセクハラに該当します！**

【二次被害の防止】

セクハラ防止対策として、職場に相談員や相談窓口を設置するなど適切に対応できるようにする必要があります。その際、二次被害の防止に配慮することが重要です。

相談した内容が外部に漏れてしまい、結果として、会社に居づらくなったという例も少なくありません。会社側は、損害賠償の対象となるリスクもあり、二次被害の防止に努めるだけでなく、セクハラのない、働く人全員が快適な労働環境の下で能力を発揮できるような職場作りを行うことが大切です。

<二次被害になる言葉かけの例>

「そんなことくらいはいたしたことがない」「加害者はそんな人ではない」「勘違いじゃないか」「なぜ断らなかったのか」「なぜ逃げなかったのか」など

障害者虐待防止法が10月から施行されます

障害のある方が尊厳を保ち、安心して自立した生活を営むことができるように、虐待の防止、早期発見、虐待を受けた障害者に対する保護や自立の支援、養護者に対する支援などを目的として「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が平成23年に制定され、今年10月から施行されます。障害者虐待とは、養護者や障害者福祉施設従事者等、事業主などによる虐待をいいます。

事業主などによる虐待

- ① 身体的虐待……殴る。蹴る。やけどさせる。身体を拘束する。
- ② 性的虐待……わいせつな行為をする。
- ③ 心理的虐待……怒鳴る。ののしる。悪口を言う。仲間に入れない。
- ④ 放棄・放任……食事や水分を十分に与えない。同僚などが行う虐待を放置する。
- ⑤ 経済的虐待……賃金・工賃を支払わない。本人の同意なしに財産や年金を勝手に使う。

虐待を発見した場合は、速やかに市などに通報してください。その際、通報によって刑罰に問われることや通報を理由に解雇や不利益な取り扱いを受けることはありません。

事業所での障害者虐待を防止するためには、同じ場所で働いている人が障害者の人権や障害者への接し方などを学ぶことが必要です。

使用者は人権研修の実施、障害者やその家族からの苦情処理体制の整備などを行い、事業所全体で虐待防止に取り組むことが必要です。

市では障害者を虐待から守り、支援する相談窓口を開設しています。虐待かもしれないと思ったら、一人で悩まず、ホットラインに相談してください。



障害者虐待ホットライン
TEL080-2772-7755 (24時間対応)

問い合わせ先 久留米市障害者福祉課
TEL0942-30-9035

定年退職前準備講座

～ 定年退職前に知っておきたい社会保障制度のおはなし ～

市では、退職を控えた勤労者及びその配偶者の方を対象に、充実した職業生活やゆとりあるセカンドライフを送るための、定年退職前準備講座を開催します。健康保険・年金・雇用保険の問題について、専門の社会保険労務士が分かりやすく説明しますので、ご夫婦などでご参加ください。

日 時 平成24年11月18日(日)
午前10:00～12:00 講話
午後13:00～ 個人相談(先着順)

会 場 サンライフ久留米 職業講習室

対 象 者 定年退職予定者及びその配偶者、退職している中高年齢者

講 師 社会保険労務士 西野 恵子 氏

講話内容 定年後の年金、税金、保険等、社会保障制度全般についての知っておきたい事項
(希望者には個人相談あり、申し込みの際にお申し出ください。)



定 員 20名

受 講 料 無 料 (駐車料金200円別途必要。)

申込方法 住所、氏名、年齢、性別、電話番号、個人相談の有無をご記入の上、窓口、電話、FAXにてお申込ください。
(個人相談は年金問題・労働条件に関する事(給料・労災・失業)・勤務者が加入する健康保険、年金、退職後の人が加入する健康保険、年金などについて相談できます。)

申込締切日 平成24年10月28日(日) 《当日消印有効》

主 催 久留米市労政課 サンライフ久留米

申し込み・問い合わせ先 サンライフ久留米 〒830-0037
久留米市諏訪野町2363-9 TEL 0942-33-4425
E-mail sunlife@onyx.ocn.ne.jp FAX 0942-33-4431
URL <http://sunlifekurume.com/>

「グリーンアジア国際戦略総合特区」にかかる支援制度の創設

福岡県では、環境ビジネスのアジア展開支援、環境配慮型の高機能・高パフォーマンス製品開発や生産拠点の構築、グリーンイノベーション研究拠点の形成など、グリーンイノベーションをアジアから世界に展開する拠点構築を目指す『グリーンアジア国際戦略総合特区』の取り組みを進めています。

総合特区内の指定企業に対しては、国・県から規制の特例措置や税制・金融上の支援措置、設備投資に対する支援措置などが実施されます。

市では、このほど、特区に指定される事業に対し、設備投資を対象にした支援制度を新たに創設しました。制度の詳細につきましては、企業誘致推進課までお問い合わせください。

問い合わせ先 久留米市企業誘致推進課 TEL0942-30-9135 FAX0942-30-9707

環境行動に取り組む事業所の省エネ設備導入を助成します

市内事業所における二酸化炭素排出量の削減や地球温暖化の防止を進め、また地域経済の活性化を目的として、7月から事業所グリーン・エコポイント制度がスタートしました。市は、事業所が行う環境配慮行動に対しポイントを付与し、このポイント数に応じて、事業所は新エネ・省エネ設備の導入に際し、助成金を受けることができます。

要件等は、以下のとおりです。

【対 象】 市内に事務所または事業所を有し、市税の滞納がない事業者

【ポイント対象】 市が定める環境行動11項目（下記一覧）

【対象期間】

ポイント付与 平成27年3月31日まで

ポイント利用 平成28年3月31日まで

【助成対象設備】

◎太陽光発電設備、風力発電設備などの新エネルギー設備

◎高効率ボイラー、高効率空調設備、LED照明、エコカーなどの省エネルギー設備

※ただし、市内の事業者に発注する場合に限る

【助 成 額】 取得したポイントを1ポイント1円とし、対象経費の5分の4以内で、20万円を上限

【登録方法】 登録申請書を環境政策推進課へ提出。申請書は同課、市ホームページに準備

申し込み・問い合わせ先 久留米市環境政策推進課 TEL0942-30-9146 FAX0942-30-9715

対象行動	ポイント等
環境共生都市づくり協定締結 エコアクション21認証取得	既存締結者及び新規締結者 初年度30,000ポイント 2年目以降は、年度毎に5,000ポイント
クリーンパートナーへの参加	取得2年目以降、年度毎に5,000ポイント
エコ・パートナー事業所会員	年度毎に5,000ポイント
緑のカーテンの設置	年度毎に5,000ポイント
ライトダウンキャンペーンへの参加	年度毎に10,000ポイント
エコドライブ講習会の開催	年度毎に10,000ポイント
エコ事業所の登録（県事業）	1回の開催につき5,000ポイント
環境社会検定試験（エコ検定）の取得 （日本商工会議所主催）	年度毎に10,000ポイント 取得者（既存取得者を含む。）一人につき1,000ポイント
エコビジネスセミナーへの参加	参加社員数に250を乗じたポイント
かんきょうカレッジへの参加	参加社員数に250を乗じたポイント

国・県等からのお知らせ

11月は労働保険適用促進強化期間です

労働者を一人でも雇用されている事業主は、労働保険の加入が法律で義務付けられています。未だ加入されていない事業主の皆様は、早急に労働保険の加入手続きを行っていただきますようお願いいたします。

また、事業主が行う加入手続き等の処理を労働保険事務組合または社会保険労務士に事務委託することもできますのでご検討ください。加入手続きについては、下記へお問い合わせ下さい。

問い合わせ先 ハローワーク久留米 適用課 TEL 0942-90-0014 (部門直通)

障害者法定雇用率の引き上げについて

障害者雇用促進法の改正により、平成25年4月1日から障害者雇用率制度の法定雇用率が、民間企業で2.0%（現行1.8%）に引き上げられることとなりました。

このことにより、障害者雇用義務の範囲が算定雇用労働者数（※）「56人以上」から「50人以上」に変わります。

早めに障害者雇用のご検討をお願いします。

※算定雇用労働者数：週20時間以上の常用雇用労働者数。但し、週20時間以上30時間未満労働者は1人をもって0.5人とカウントし、除外率のある業種は除外率を差し引いた人数。

問い合わせ先 ハローワーク久留米 専門援助第2部門
TEL 0942-90-0013 (部門直通)

南部地域高年齢者雇用管理セミナーのご案内

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」により、65歳未満の定年を定めている事業主は、①定年の引上げ、②継続雇用制度の導入、③定年の定め廃止のいずれかの措置を義務付けられています。

このほど、平成25年4月1日から、雇用義務を65歳まで引き上げる改正が行われたことにより、事業主の皆さんのご理解を深めていただき、改正内容への対応促進や70歳まで働ける制度の導入支援を行うために、下記のとおり南部地域高年齢者雇用管理セミナーを開催します。

- 日 時 平成24年12月5日（水）14:00～16:00（13:30受付）
- 会 場 久留米ビジネスプラザ 会議室C（久留米市宮ノ陣4-29-11）

問い合わせ先 ハローワーク久留米 専門援助第2部門（雇用指導官）
TEL 0942-90-0013 (部門直通)

働く人のなんでも労働相談会について

県などでは、解雇や賃金未払い、セクハラ、パワハラ、その他労働問題全般に関する相談会を実施します。雇用形態に関係なく、労働者も使用者も相談できます。

秘密は厳守します。相談無料、予約不要です。

相談の内容により、弁護士相談も実施します。

- 日 時 平成24年11月10日（土）10時～19時（弁護士相談は15時～19時）
- 会 場 えーるピア久留米2階 久留米市諏訪野町1830-6 TEL 0942-30-7800

問い合わせ先 福岡県筑後労働者支援事務所
久留米市合川町1642-1 TEL 0942-30-1034

※同事務所では、労働相談を常時行っています。

筑後地区合同会社説明会参加企業募集

福岡県30代チャレンジ応援センターでは、正社員を目指す求職者と企業との出会いを実現するため、合同会社説明会を実施いたします。

合同会社説明会は、求人票では伝えきれない貴社の魅力、求める人材像などを多くの求職者に伝える格好の機会です。貴社の人材確保にお役立てください。

【日 時】 11月16日（金） 13:00～16:00

【会 場】 久留米市庁舎 2F くるみホール

【対象企業】 県内に就業場所があり、雇用形態が正社員であること（将来正社員登用あれば契約でも可）。

問い合わせ先 30代チャレンジ応援センター事務局（株式会社ACR内） TEL092-716-0557

『地元企業魅力発見授業』及び『地元企業魅力体験見学会』の協力企業募集！

福岡県若者しごとサポートセンターでは、高校1・2年生を対象に、地元企業への理解を深め、規模や知名度にとらわれない職業選択を促すとともに、職業観の形成を図るための事業を実施しています。

講話や見学を通して、地域の企業の魅力や仕事の楽しさ・やりがいを高校生に伝えていただける企業を募集しています。

●**地元企業魅力発見授業（講師として学校に出向いてお話をお願いします）**
事業や業界等について語っていただくことを通して、「地元企業の魅力」や「働く楽しさ」等を伝えてください。

●**地元企業魅力体験見学会（職場見学バスツアー）**
職場見学、生徒との意見交換、職業講話等をお願いします。

問い合わせ先 福岡県若者しごとサポートセンター（公益社団法人福岡県雇用対策協会）
TEL092-720-8832

中小企業事業主のみなさん、退職金は、国がサポートする中退共制度を御活用ください。

- 国の制度だから安心**
国から掛金の助成を受けられます。
- 社外積立だから簡単**
従業員ごとの納付状況や退職金試算額をお知らせします。
- 掛金は全額非課税だから有利**
節税に加え、手数料もかかりません。
- パートタイマーも加入できます。**

●**加入できる中小企業**（業種により異なります。）

一般業種（製造・建設業等）

常用従業員数300人以下または、
資本金・出資金3億円以下。

サービス業

常用従業員数100人以下または、
資本金・出資金5千万円以下。

卸売業

常用従業員数100人以下または、
資本金・出資金1億円以下。

小売業

常用従業員数50人以下または、
資本金・出資金5千万円以下。

詳しくはホームページで

問い合わせ先 独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部（略称：中退共）
福岡退職金相談コーナー TEL092-287-9217 FAX092-287-9216（平成25年2月に閉鎖予定）

福岡県最低賃金改定のお知らせ

1時間 **701円**

※特定の産業には特定（産業別）
最低賃金が定められています。

適用は平成24年10月13日からの予定です。

必ずチェック 最低賃金！ 使用者も、労働者も

問い合わせ先 福岡労働局労働基準部賃金課 TEL092-411-4578
久留米労働基準監督署 TEL0942-33-7251

第8回 くるめ光の祭典・ほとめきファンタジーご協賛のお願い

冬季の久留米の街なかを元気にしようとして平成17年からスタートしたイルミネーション事業「くるめ光の祭典・ほとめきファンタジー」。

8回目を迎える今年の開催期間は11月17日から来年1月6日までの51日間で、西鉄久留米東口と六角堂広場及び明治通りが華やかな光の装飾に包まれ、訪れる人を光でおもてなし(=ほとめき)します。

実行委員会(委員長 船橋弘介・(社)久留米青年会議所理事長)では、この事業に必要な資金の募集活動を行っています。私たちの街・久留米を元気にするために、多くの企業や市民の皆さんの温かいご支援をお願いします。



昨年の六角堂広場の様子



平成24年度オリジナルサポーターピンバッジ

★企業・団体協賛

1口2万円からで、協賛特典として広報チラシや会場看板、公式携帯サイトなどに協賛企業名を提示します。

★事業応援グッズの販売

「オリジナルサポーターピンバッジ」を販売し、事業の運営に役立てます。

特典1

事業期間中、市内の協賛店でバッジを提示することにより、お得なサービスを受けることができます。

特典2

バッジについている台紙で「お楽しみ抽選会」に参加できます。(12月8日(土)開催予定)

事業応援グッズ販売窓口	西鉄久留米駅観光案内所、久留米商工会議所、地場産くるめ(東合川店、JR久留米駅店、二番街店)、六角堂プラザ、一番街多目的ギャラリー、一番街商店街事務所 など
販売開始日	平成24年10月1日(月) ※窓口により、休館日や受付時間が異なります。詳しくはお問い合わせください。
協賛申し込み窓口・問い合わせ	くるめ光の祭典実行委員会事務局[㈱ハイマート久留米内] TEL0942-37-7111
問い合わせ	久留米市商工政策課 TEL0942-30-9134

筑後のよかところ!!くるめ日曜市のご案内

中心市街地を元気にしようとして、市民グループなど有志が集まり、くるめ日曜市を行っています。筑後地域の採れたて農産物や加工品、手づくりの工芸品などを販売していますので、多くの皆様のご来場をお待ちしております。

なお、出店者も募集しています。詳しくは下記までお問い合わせください。

日時 10月～12月の最終日曜の8時～15時

場所 東町明治通り商店街アーケード内

内容 地元の野菜や果物の直売、久留米餅や陶器、革製品、木工細工などの販売および工芸品などの製作体験(有料)など。

連絡先 NPO法人くるめ日曜市の会

TEL/FAX 0942-39-3617



8月のくるめ日曜市(木工教室)に参加した子どもたち

商工労働ニュース2012

秋号 9月25日発行

商工労働ニュースに関するご意見・ご要望・お問い合わせは

〒830-8520 久留米市城南町15-3

FAX0942-30-9707(両課共通)

久留米市労政課

TEL0942-30-9046
E-mail:rousei@city.kurume.fukuoka.jp

久留米市商工政策課

TEL0942-30-9133
E-mail:syoko@city.kurume.fukuoka.jp